

海大第1-1-3号
平成20年6月17日

法人文書開示決定通知書



様

国立大学法人
北海道大学総長 佐伯



平成20年4月30日付けで開示請求のあった法人文書について、独立行政法人の情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

なお、今回の決定は、平成20年5月30日付け海大第1-1-2号「開示決定等の期限の特例規定の適用通知書」にて通知した法人文書のうち、平成20年6月29日までに開示決定等を行うとした法人文書に関するものです。これ以外の法人文書については、平成20年7月29日を期限として、開示決定等を行います。

記

1 開示する法人文書の名称

- 1) アイヌ人骨台帳
- 2) 管理カード
- 3) (昭和7年, 昭和8年) 北海道帝国大学年鑑
- 4) 復命書編冊
- 5) 物品監守證書
- 6) 札幌農学校所属博物館標本採集日記

2 不開示とした部分とその理由

【不開示部分】

- ・「1) アイヌ人骨台帳」に記載された内容のうち、「氏名」、「居住地」、「発掘地」、「役職名」等、本学医学部の教員を除く個人が特定可能な情報
- ・「4) 復命書編冊」に記載された内容のうち、「研究生氏名」の個人が特定可能な情報
- ・「5) 物品監守證書」に記載された内容のうち、「供給人(寄附人)住所・氏名」の個人が特定可能な情報

【不開示理由】

- ・法第5条第1号(個人情報)に該当することから不開示と決定いたしました。
- ・「1. アイヌ人骨台帳」に記載された内容のうち、本学医学部以外の教員氏名については、法第6条第1号ただし書きイ(慣行公情報)及びハ(職務遂行情報)のいずれにも該当しないことから、不開示と決定いたしました。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
1) アイヌ人骨台帳 A4判 38枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円	380円
2) 管理カード A4判 15枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	—
	②デジタルカメラにて撮影した画像を印刷したものの交付	用紙1枚につき10円	1,550円

3) (昭和7年, 昭和8年) 北海道 帝国大学雑誌 A4判 8枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	—
	②デジタルカメラにて撮影した画像を印刷したものの交付	用紙1枚につき10円	60円
4) 復命書綴冊 A4判 8枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	—
	②デジタルカメラにて撮影した画像を印刷したものの交付	用紙1枚につき10円	80円
5) 物品監守證書 A4判 168枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	—
	②デジタルカメラにて撮影した画像を印刷したものの交付	用紙1枚につき10円	1,680円
6) 札幌農学校所属 博物館標本採集日記 A4判 11枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	—
	②デジタルカメラにて撮影した画像を印刷したものの交付	用紙1枚につき10円	110円

※「法人文書開示請求書」で〈実施の方法〉として、「閲覧」及び「写しの交付」を希望されていますが、上記「2)」～「6)」の法人文書については、閲覧又はコピーすることにより、原本の保存に支障を及ぼすおそれがあります。このことから、「閲覧」及び「写しの交付」による開示の実施を行うことができませんので、「デジタルカメラにて撮影した画像を印刷したものの交付」にて開示を実施しますので、ご了承願います。

(2) 大学において開示を実施することができる日時、場所

日：平成20年6月25日から7月17日まで（土・日・祝祭日を除く。）

時：10時から17時まで（昼休み（12時から13時）を除く。）

場所：事務局1階情報公開室（札幌市北区北8条西5丁目）

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「法人文書の開示の実施方法等申出書」の提出があった日から7日後までに発送可能

郵送料（見込み額）：850円（定形外、普通）

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道大学総長に対して異議申立てをすることができます。

* 担当 国立大学法人北海道大学総務部広報課情報公開担当
〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目（電話：011-706-2153）